

近世勸化本の展開

——四十八願を主題とするもの——

江戸時代に仏教の教化を目的として著述され、書写・刊行された書籍は膨大な数にのぼる。それらの「勸化本」は、その体裁も大本・半紙本・袖珍本、漢文・片仮名・平仮名とさまざまである。またその内容も、經典や聖教を解説するもの・説話を集めるもの・寺院や仏像の縁起譚・高僧の伝記など多岐にわたっており、その全体の歴史的な展開を把握することは容易ではない。そこで、本稿では、対象を多岐にわたる内容のうち、經典や聖教を解説するもののかの主題を同じくする一群の書籍にしぼって、その展開の相を考えて、全体的な把握のための一作業としたい。

後 小 路 薫

『大無量寿経』に説かれる、阿弥陀如来がその因位においておこした四十八の本願は、浄土教において、その教理の根幹をなす教えである。ゆえに古くよりその解説書がさかんに行なわれていた^①。また唱導説教の場でも、安居院流唱導の祖、澄憲・聖覚に『四十八願釈』の著述があり、盛んであったことがうかがえる。この中古以来の流れは、近世にもひきつがれているように思う。そこで浄土宗・浄土真宗の勸化本に限定されるが、この四十八願を説く勸化本に注目してみたい。今これらで管見にふれたものは、次の十部である。

① 本願直談鈔 〈直談鈔〉

② 本願講要 〈講要〉

③ 本願取滴直談 〈取滴直談〉

④ 勸化四十八願文鼓吹 〈鼓吹〉

⑤ 四十八願弁述鈔 〈弁述鈔〉

⑥ 茗談集 〈茗談集〉

⑦ 四十八願喚鈔 〈喚鈔〉

⑧ 四十八願得聞鈔 〈得聞鈔〉

⑨ 四十八願和訓図会 〈図会〉

⑩ 四十八願勸録 〈勸録〉

以下、書名はへゝのように略称する。ここでは、四十八願の全てをとりあげ、それを一書全体の主題とする書籍に限る。浅井了意の『大無量寿経鼓吹』のごとく「大無量寿経」を主題とする勸化本は、当然四十八願についても述べているが、ここでは除く。また一部の願文をとりあげる勸化本に『願王正義編』等があるが、これらも除くこととする。

これらはいずれも未翻印のものであるので、著者、書誌等を簡単に紹介して本論にはいりたくない。

二

① 『直談鈔』

正保四年（一六四七）刊、披見本は書き題愈、「本願直談

略鈔」と内題。縦長の大本、八巻八冊、著者は浄土宗鎮西派白旗流の僧、源誉一法。発行の書肆は京都の西村又左衛門。

② 『講要』

刊年未詳、が書名は『直談鈔』とともに、万治二年の書籍目録にみえている^③。内題同じ。大本、八巻二冊。著者未詳であるが、内容より浄土宗のものであろう。書肆は山口市郎兵衛。出雲寺和泉掾版もある。

③ 『取滴直談』

寛文三年（一六六三）刊。「四十八願取滴直談」と内題。大本、十二巻三冊、著者は江戸妙延寺の空誓、浄土真宗本願寺派の僧。自らの奥書きに「寛永十六己卯曆二月下旬終筆畢」とあることより、成立がわかる。書肆は京都の西村九郎右衛門。

④ 『鼓吹』

元禄十三年（一七〇〇）刊。「説法因縁」と角書き。内題同じ。大本、七巻十二冊。著者未詳、内容より浄土宗のものであろう。書肆は大阪の船橋屋三十郎、富士屋長兵衛の合板。

⑤ 『弁述鈔』

宝永三年（一七〇六）刊。「三国因縁」と角書き。大本、

十卷三冊。著者未詳、内容より浄土真宗のもの。書肆は京都の西村九郎右衛門、川勝五郎右衛門の合板。

⑥ 『茗談集』

元文六年(一七四一)刊。「古今事蹟」と角書き。大本、六卷一冊。著者は近江光闡寺の南溟、真宗仏光寺派の僧。書肆は大阪の秋田屋市兵衛、京都の藤屋武兵衛の合板。

⑦ 『喚鈔』

三編にわかれ、初編は天明二年(一七八二)刊、二編天明七年(一七八二)刊、三編は披見本後刷りのため未詳。著者は近江響忍寺の義圭。真宗大谷派の僧。天明元年の序文を付す。書肆は初・二編とも京都の池田屋七兵衛。

⑧ 『得聞鈔』

弘化二年(一八四五)刊、半紙本、四卷一冊。著者は京都大行寺の信暁、真宗仏光寺派の僧。書肆は京都の菱屋友五郎。

⑨ 『函会』

文久元年(一八六一)刊。半紙本、五卷五冊。著者は休成、詳らかでないが真宗の僧。書肆は京都の永田調兵衛・丁子屋九郎右衛門・丁子屋庄兵衛・丁子屋平兵衛・三文字屋和助・菱屋卯助・菱屋友七郎・丁子屋藤吉郎・丁子屋七兵衛、九書肆の合板。

⑩ 『勸録』

写本、成立・書写の時期未詳。半紙本、五卷三冊、著者は但馬国、福成寺とある、大仙であろう。幕末頃の真宗の僧である。

これら四十八願を主題とする勸化本は、一覽してあきらかなように、正保から文久まで、ほぼ近世を通じて刊行されているということが出来る。そこでこれらがどのように変化展開してきたか、その形態を中心に辿ってゆきたい。勸化本は説教とかかわりをもちつつ、広く庶民教化のための書籍である。この勸化本の性格をふまえ、①文体、②対象、③語りくち、の三点よりみてゆきたい。

三

これら十部の著述を、使用される文字に注意してみると、漢字を主とするものから、平仮名絵入りのものまでさまざまであり、その文体も文語体にとどまらず、口語体の著述もみえている如く多様である。いまこれらを文体という言葉にふくめて、考えてみる。

① 漢文で記そうとするもの

おおまかに分類すると

A、訓読文体―『講要』

B、漢字専用体―『鼓吹』

②片仮名まじり文で記すもの

A、文語文体―『直談鈔』『取滴直談』『弁述鈔』『茗談集』

B、口語文体―『喚鈔』『勸録』

③平仮名まじり文で記すもの

A、文章のみのもの―『得聞鈔』

B、絵入りのもの―『図会』

と考えられる。以下、共通する説話部分を掲げて例示する。

『講要』

燕丹者、奉始皇送数年一程、古郷父母恋シカリケレバ

秦皇請暇ケレバ、秦皇言、烏頭、白成馬角生時可帰

汝本國、彼仰、燕丹仰、而嘆シカバ、頭白烏來、伏而悲

角生馬出來、是父母孝養心懇切、故於、於愛秦皇、驚給本

國、時、父母兄弟同、悅、流、淚、社申伝候(卷一、十八

丁・オ)

『取滴直談』

燕ノ太子丹ト云人ハ秦始皇事、数年ヲ送、古郷ノ父母恋

ケレハ、秦皇ニ暇ヲ乞、秦皇云、今、烏頭、白成馬、二角ノ生

ジタラン時ニ、汝ヲ本國ニ歸スベシトノタマフ、燕丹天ニ

仰地ニ伏テ、歎ケレハ、孝養ノ奇特ニヤ、頭ノ白キ烏ト角ノ

生シタル駒庭上ニ來ル、始皇驚キ、偷言如汗ナレハ、燕丹

ヲ故郷ニ歸シタマフ、父母兄弟ノ、悅限ナシ(卷二、二十

七丁・オ)

『講要』の漢文も正規の漢文ではないが、漢文で書こうと

しているのとみることができる。一方『取滴直談』は普通の

和漢混交文体であるといえよう。

『直談鈔』

釈尊、御弟子天眼第一、阿那律云、初仏法聽聞時、常睡玉フ人ナ

レハ、仏呵、蠅、蟬、蛤、類ノ玉フ、ハマクリホラカイナトノ

一睡一千年、一睡千年、経也、如是畜生、譬ラル、ヲ恥辱思

召、七日七夜目ヲアキトヲシ、睡不有、則目ツフレテ盲

目成玉フ(卷一、十九丁・オ)

『喚鈔』

ムカシ、仏弟子ノ阿那律尊者ハ、御説法ノ会座テ、眠ラセ

ラレタ、御説法ノ果タモシラスニ、御座ルホトニ、傍ノ人

ニユスリオコサレテ、ヤウ／＼目ヲサマスト云ヤウナ事

テアタ、仏コノ様子ヲ御覽アテ、汝ハ、蟬、蛤ノ類ナリ、蛤

ト云モノガ能ネフルモノチヤガ、汝ハ、蛤チヤ、コノ大切

ナ法ニマフアヒナガラ、説法ノ座デ眠ルト云、ガアル

カ、吃トシナメト御シカリナサレタ、仏ノ御一言ニ恐

レ入テ、夫カラ晝夜七日ノ間マンシリトモセス身ヲコラ

シ玉ヒタガ、ソレガ根ニナテ眼病ヲ煩ハセラレ、ツキニ
両眼シヒテ盲目ニナラレタ(卷一、三十五丁・オ)

同じ片仮名まじり文であるが『喚鈔』は「一デアタ・一
ヂヤ」のように口語体である。

次に『鼓吹』と『函会』を、例示する。同じ等活地獄を説
明するところである。

『鼓吹』

一等活地獄、閻浮提下一千由旬縦広一万由旬、有二等活
者罪人受苦依一時悶絶、然空中音、活活唱此声聞已活又
前如逼殺、故等活地獄云也(卷一、二丁・オ)

『函会』

第一等活地獄ハ殺生したるもの業報なり、斫刺磨擣の
責によつて身体分散しをハレバ、復等活かへる故に等
活と名づく(『函会』卷一、十四丁・ウ)

『鼓吹』は、漢文ではないが、漢文で記そうと意識したも
のであろう。『函会』は、漢字には全てふりがなをつけ、
獄卒が罪人を責める絵が描かれている。

この他、一つ一つ例をあげるべきであるが省略し、半分
近くをそれに分類した②のA、片仮名まじりの文語文体の
ものについて、つけ加えておく。『直談鈔』は説話部分以
外では、返り点、送り仮名で綴られ、より漢文的である。

また『弁述鈔』は「唱ラリヨウ」「嗜マリヨウ」など、教
化の部分に口語的なところがみえている。

四

つぎに、これらの著述がいかなる読者を対象としている
かをみてゆきたい。浅井了意はその著『三部経鼓吹』の自
序で「名ヅケテ鼓吹トイフ、是レ学識ノ耳ヲ肥スニアラ
ズ、只愚蒙ノ心ニ砭ス、寔ニ唱導片言ノ補助トセンカ」と、
その目的が、愚蒙の心をいましめ、説教の題材とすると、
その対象に縑素両者をあげている。同様に、ここで問題と
している四十八願の勸化本も、それが僧俗いずれを対象と
したか明確に区別することは困難である。が、いまそれら
に付される序文・跋文等を手がかりとして考えてみる。

『取滴直談』の跋文で著者空誓は、成立の経緯を

右四十八願ノ物語ハ、一人ノ優婆塞アリ、来リテ予ニ向
ヒテ云フ、庶幾クハ尼入道ノ為メニ六八ノ法語ヲ作シテ
与ヘヨ、余辞セズ、請ニ応ジテ書ス

とし、その対象が「尼入道」、学問のない道心者であると
している。同様のことは『茗談集』の序文にもみえている。
或人来テ……願ラクハツネニ身ヲ本願海ニ投ゼンレウニ、
国字ヲ以テ其ノ要文等ヲ手書シ給レト……故ニ夜々墨淵

ニムカヒテ若談トスベキヲ書集ヘヘルナリ、タ、コレ童蒙ノ茶話ニカフルノミ

これらはその序・跋文によれば直接読者を教化しようとしている。これは平仮名まじり文で書かれた『得聞鈔』『図会』も同様である。『図会』には序文がないが、丁子屋九郎右門などの書肆の蔵板目録に

この書は大経の四十八願のこゝろを、ひらかなにてとき和らげ、図画にあらわしたれば、女人小児に至るまで読やすくわかり安く、まことにありがたき本なり

と紹介され、この対象が「女人小児にいたるまで」の広範の読者であることがわかる。『得聞鈔』の序文で信曉はこの著述が

四十八の願文を国字解にして、一言・歎喜の鈔類に同じからしめよとの懇請

に答えたものだとする。ここで同類の書という『正信偈一言鈔』の序文で信曉は、無量義について

門徒同行に物語れば、北川久兵衛中村喜八のともから、書あたへよといへるに応じて、左右なくこれをするし与えたものであるという。とすれば『得聞鈔』も同様に、在俗の信者を対象としたものと考えられる。それは本文中「しかるにこの願名には、坊主分はこゝろえおく事あり」

のように、僧侶をとりたてて区別しているところよりもうかがえる。

一方、僧侶、説教僧を対象とした書籍もある。『直談鈔』の序文で源誉一法は

明哲多ク疏ヲ作シ、願文講説タダシク明ナルコトヲ得ル、然ニ文義広博ニシテ、解知シ難シ、卻テ行人ヲシテ多岐ニ遇ハシムルニ似タリ、予諸師ノ精要ヲ窺ヒ釈義ノ言端ヲ採集シテ書スルニ八軸ノ細袂ヲ調へ、号シテ本願直談略抄ト曰フ、且ハ仏祖ノ恩徳ヲ報ジ、且ハ伝法利生ノ為ナリ

と著述の目的を仏祖への報恩と伝法利生としている。ここでいう伝法については、やはり一法と同様な著述である『観經直談鈔』では、義門広多で解説しがたいとして

予源普齡七句ニ余リ老困ヲ願ミズ、講説資糧ノ為メ諸疏ノ精要ヲ集メ録シテ卷ヲ十軸ニ調へ観經直談ト名ク、且ハ報恩ノ為ニ且ハ利生ノ為メナリ

よく似た序文であるが、ここでは「講説資糧ノ為」、説教の話材となすための著述であるとしている。また『選択集直談鈔』では「講説ノ潤色ヲ成セント欲シテ」とのべる。つまり、一法が伝法利生という時、そこには説教の話材を提示する意味があり、読者に自らと同じ説教僧を考えていた

ことがうかがえる。『喚鈔』には自序がなく義主の意図を知ることができないが、これと同様な著述で、和讃を主題とした『即席法談』で、序を記した惠証の間に答えて、義主はその対象を次のように述べている。

本ハ小僧ノ為ニシテ兼テ老僧ノ為ニス……凡老僧ノ新発意ニ於ル必ズ此シテ法談ヲ善クシ門徒ヲ誘ハシメント欲ス、而ルニ世間初メカラ長老富樫那莫キトキハ則チ之ガ為メニ数々筆研ヲ勞セザルコトヲ獲ザル也云云

対象とする小僧老僧ともに説教僧であり、ここではそれが説教僧を対象としているのは当然であって、老僧をも対象とする理由を述べている。これは『喚鈔』においても同様であろう。『勸録』も序はないが、著者福成寺は、書肆永田調兵衛の「写本唱導集品目」に、その名がみえており、ここに掲げられる唱導集とは「大ヒニ談ニ便リアリ」「実ニ当唱導ノ軌則ト称スベキモノカ」などと言われているように、説教僧を対象としたものである。このほか序・跋もなく著者もあきらかでない『講要』『鼓吹』『弁述鈔』も、後述するが説教僧を対象としたものと考えられる。

以上、序文・跋文を手がかりに著述の対象をみてきた。勸化本は庶民教化のための書ではあるが、直接読者を教化するものと、説教という手段を介して教化するものとがあ

ると考えられる。整理すれば次のとおりである。

① 在俗の信者を対象とするもの
『取滴直談』『茗談集』『得聞鈔』『図会』

② 説教僧を対象とするもの

『直談鈔』『講要』『鼓吹』『弁述鈔』『喚鈔』『勸録』

が、はじめにも述べたように、これは明確に区分されるものではない。南溟・信暁とともに著名な教説僧であり、例えば『得聞鈔』には「今この十八願のことなれば、尼女房のためばかりにもあらず、教化分の人のこころへにもなれかし」のように、説教僧もその対象にふくまれている。

五

ここではさききのべた文体から一步はいつて、語りくち、説教とのかかわりについて考えたい。高座での四十八願の説教も盛んにおこなわれていた。『勸録』の冒頭には

讚題ニ依テ参リカスクナヒ事モアル、又多ヒ事モアル、此度ノ御讚題ハ何チャ、イヤ御改悔文フン〜ノ鼻デアシロフ、今度ハ四十八願、其ナラ参ラフ、ソシテ今日カラ同行ヲ道具落シニスル様ナモノ、ナゼ、一日ニ一願ツ、ヲ聴聞、一日欠ルト其日ノ一願ガ聴聞ガナラス

と、長日にわたるこの説教が多く聴衆を集めたことを語っている。

いま、四十八願の十部の勸化本を通読して気がつくことは、このなかに聴衆を前にしての高座での説教の口調が顯著な一群のあることである。そこでまず、これらの著述よりみてゆく。『講要』の第十四願の説明に

此ノ願文ハ一大事ノ法門ニテ、聴聞ノ衆ノ耳根ニモ落チ難キ事ナリ、然リトイヘドモ次第ノ法談ト云ヒ、其ノ上安心ノ落居ハ終ニテ申スベキ也(卷三・八丁・ウ)

と、この願文の解説はむずかしいが、一座の教化の末尾で安心を説くことを、聴衆に語っている。また第一願の二段目では

上來ノ講説ハ無三惡趣ノ願ニ付テ一願ノ大意……サテ又設我得仏ノ一句ヲアラマシ申シ宣ブル也、自下ハ地獄道ノ理ヲホゞ演説申スナリ(卷・四丁・ウ)

自らの説明を「講説」といい「アラマシ申シノブル」「演説申ス」と語るといつている。このほか「教内教外ノ扱多シトイヘドモ長座ノ故ニ亦是レ略セシム也」(卷二・三丁・ウ)等にも説教の口調をうかがうことができる。またこの「講説」も

其外重書ニ至テ委細ノ沙汰有テ、法門ノ時八十則ニ及ン

デ穿鑿有レドモ、今ハ勸化門ニ約シテ大意ヲ申ス也(卷三・三十九丁・オ)

「法門」に対する「勸化門」という説教の立場からなされていることがわかる。またこの講説は

三界五趣ノ判釈、俱舎性相ニ其ノ義詳ラカナリトイヘドモ、在俗ノ衆ニ対シテ徳分ナシ、又サセル安心ノ道理無キ故ニ之ヲ略セ令ム(卷一・二丁・オ)

というように在俗の人々が聴衆であり、その教義よりも安心の道理を説こうとしているのである。しかしながら、注意したいのは諸所にみえる割注である。例をあげると、

具ニハ大經鈔ノ三二藏義二十四要注記九卷等ノ如シ(卷一・八丁・オ)

金色女ノ因縁、具ニハ鈔ノ二十九ノ如シ(卷一・二十二丁・オ)

上來三明六通等ノ判釈、具ニハ頌疏智品并ニ大經鈔三二藏義六卷本末等ノ如ク也(卷二・十四丁・オ)

これらは自ら述べたことの根拠となる聖教とその当該の箇所まで示している。このような注記が「在俗ノ衆」のためでないことはいうまでもない。とすれば本文の講説は俗人を対象とした説教であるが、著述の対象、読者には説教僧を考えているということが出来る。これと同様に、高座で

の説教の口調の顯著なものに『弁述鈔』『喚鈔』『勸録』がある。以下それらについて例をあげ、その変化を考えてみたい。まず『弁述鈔』では

四十八ノ大願ハ皆ナ在座ノ各々ヤ我等ガ為ニ起玉フト有ル(卷一・三丁・ウ)

此レハ是レ喩ナリ、在俗ノ各々ヤ我等如キノ造悪不善ノ凡夫(卷一・十三丁・ウ)

これらの「在座ノ各々」は説教の聴衆のことである。また譬喩・因縁譚として説話を掲げて、

爰ヲ以テ御思案有レ(卷一・十二丁・ウ)

と語る。これは説話を自分が説こうとする教理へ展開させるための、聴衆への呼びかけの言葉である。また終りの信仰を勧める部分には

平生御聴聞ノ如ク(卷一・十三丁・ウ)

預メ御聴聞ノ如ク(卷二・五丁・オ)

とししばしば語られる。これらは高座での説教の形をそのままとり入れているとみることができ。しかしその末尾をみると、第一願では

此ノ道理ヲ聴聞ヲ申シ分タハ 師徳法度也(卷一・六丁・ウ)とありこの「師徳法度也」は割注である。第二願以下、四十八願までの末尾は全て「師徳如前」と割注がある。この

省略は近世の浄土真宗の勸化本には『真宗勸化要義集』等、数多く用いられている。これは「師の徳を讃え、法度を守れ、という教化」「師の徳を讃える教化は前の如くである」の意味である。これを省略するのは、師徳の教化が真宗説教の通規であるからであり、それを十分承知している説教僧に対して掲げる必要がなかったためである。『喚鈔』も『弁述鈔』と同様

然レハ在座ノ我ヒトヲ(卷一・九丁・ウ)
在座ノ面々モ(卷一・二十九丁・ウ)

と聴衆に呼びかけている。また説話の前後には

夫レニ就テムカシ……(卷一・七丁・オ)

準ヘテ知ルベシ(卷一・一丁・ウ)

と説話と教理をつないでいる。また次の一節などは眼前に説教を聞くようである。

コノ座ノ同行モ若ヒ時分ハ相應ニ耳ダチモヨカリタガ、年ヨリテノ只今デハ、御座ゴトニ參詣シテモ、聴聞スルウチバカリ、セメテ端々ハオボエテ、宿ノヨメゴニ話モナレハヨケレドモ、何分アリガタヒト思フタコトモ、其御座切リニ忘レテシマフ、去リトテハ残念ナト、誰シモ云コトヂヤガ(卷一・四十一丁・オ)

このような『喚鈔』の本文にも「和語燈二二十六張右大ニ

同]「高声念仏ノ事余ガ閑論ニ委曲ス」などの注記があり、欄外にまで注をなしている。『勸録』は、さきに冒頭の一節をかかげた如くであり、一座の間に「中休」まであって二席となつてゐるようには、説教そのままの形である。

これら説教口調の顯著な四部の勸化本に、さきにみた文體を考え合せると、それは漢文で記そうとしたものから、片仮名まじり文語體のものへ、さらに口語體の説教のままを紙上へ再現するものへと変化してきたことを知ることができる。

六

以上は、全て説教僧を対象したものであった。つぎに讀者を直接教化しようとするものについてその語りくちをみてゆく。『取滴直談』では、卷一は「大意」とされ、卷二より第一願の説明がはじまる。その説明は一つの型をもつてなされる。まず願文を掲げ、次にこの願名について諸師の説を列挙する。例えば第二願では

此ノ願ヲ淨影ハ命終不向他国受苦ノ願ト云 義寂ハ命終復不更惡趣ノ願ト云 憬興ハ無壞苦ノ願ト云 今常途ノ名目ハ義寂師ニヨル也(卷二・二十三丁・オ)

の如くである。そして

先ツ此ノ願ノ大旨ハ(卷二・二十三丁・オ)と、その願の意味をのべ、

法蔵此ノ願ヲ発シ給フ故ハ(卷二、二十三丁・オ)

法蔵菩薩何ガ故ゾ此ノ願ヲ発シ給フゾトイフニ(卷二・二十九丁・ウ)

などと、その願の由来を語り

サテ文ニ入テ分別スル時(卷三・五丁・ウ)

と本文の説明をなしている。それぞれの願でいささか異なるが、これが基本的な型であるとみることができ、そして、数多くの問答を設けてその義を説き、譬喩・因縁譚を出して教化している。いま第二願を例にその目次を掲げると、

一、当願ヲ不更惡趣ノ願ト名ヅクル事 二、王質ガ事

三、蘇武ガ事 四、太子丹之事 五、老病死ノ三使ノ事

とあり、問答に続く説話は、王質、蘇武そして、さきに引用した太子丹のことで『列仙伝』『史記』等に見える中国の説話である。この説き方の型式を整理すると

①願名(得名) ②大意 ③来意 ④入文解釈 ⑤問答

⑥説話 ⑦教化

とできよう。これは講經の型式をふまえた、古来よりの説教の型にのっとってなされているのである。ところが『茗談集』では、ここまでの型式をみる事ができない。それ

は著者南溟がその序文で

願文ヲ題シ、ソノ文義ハ贅弁セズトモ、ソノ大意ニ因リ

テ灯前ニ筆ヲ執ベシ

というように、まず願文を掲げ

コノ願ノ意ハ(卷一・五丁・ウ)

と大意を述べて「情思フニ……」などと説明をはじめている。そこには諸師の願名等みることができない。先と同様

第二願の内容を目次によって示すと

第二、不復悪趣大意、夢ヲ驚ロカシ述懐ノ歌、水鳥水ニ
入ルノ譬、帰雁ノ譬、白居易ノ詩、明妃殘黛ヲ消ジテ画

図ニ似タル事

である。和歌・詩・譬喩を用いて、文義にたち入らず平易に説いているということが出来る。この傾向は『図会』においても同様である。まず願文を出し「この文の意は」と大意を語り「法蔵菩薩此願を発したまふ所以は」と来意まで語るが、諸師の願名も問答もみえない。二願の内容を、目次がないので私に掲げると

①大意 ②来意 ③十二因縁の事 ④王質の事 ⑤浦島太郎の事

となる。さきの『取滴直談』では王質の話に続けて、蘇武・燕丹ノ説話が語られたが、ここでは浦島太郎の話が「浦

島亀に誘われて龍宮にいたる」ところの絵とともに語られている。

このような説話の選択にも、その変化のうかがわれるところである。このように説き方の型式を比較すると、説教の型式を忠実に守って教化するものから、その型式よりも、文義によらず平易に叙述しようとする傾向をみる事ができる。それは信晁が『得聞鈔』で「学者諸注に判ずれども、学問のうへはさもあるべし 今は只仰信のうへより不可思議の四十八願として 愚鈍きわまりなきわれらわけなくありがたくよろこぶのみ」(卷一・十一丁・オ) というように、学解的な色彩をうすくし、信仰のための書と位置づけられるのである。

最後にいままでふれえなかった『直談鈔』『鼓吹』について述べておきたい。これらは説教の口調は顕著でないが、やはり説教僧を対象としたものと思われる。ここでは願文は、「経ニ曰 国有地獄等」「経ニ云 設我得仏云云」のよう省略、もしくは全く出されない。『鼓吹』では、本文中に「金ノ才覚筑波記ヲ見 宝物抄因縁ヲ見 此引」などの注記がある。これは『宝物集』巻一の「宝ヲ論ズル事」の説話を入れよ、の意であろう。また願文の説明のあとに「無空律師の因縁此ノ願ノ下ニ引ク可シ」のように、説話

の名だけをあげる注記が多い。それらの注記も「因縁ニ備ヘント欲バ彼等ノ書ヲ見ル可シ 近代ノ事ナルガ故ニ若シ誤アラバ 人聞テ是ヲ謗ランカ」のような老婆心ともおもえるもの、また笑話を掲げ「狂言ニ語ルベシ」など、説教の技術にわたる注意までほどこしている。

七

近世に刊行、書写された四十八願を主題とする勸化本の展開を文体・対象・語りくちの三点よりみてきた。そこでこれら全体をとおして、いかなる傾向がみられるかを略述して、むすびとしたい。従来勸化本については、元禄十六年(一七〇三)と享和三年(一八〇三)で区切り三期にわけて考えられている^⑤。それに従い三期にあてはめて考えたい。

前期

『講要』『鼓吹』のように漢文で書こうとする著述のみえるのはこの時期だけで、それらはいずれも説教僧を讀者とするものであった。その説教僧へ話材を提供しようとするものの中にも、話材提供にとどまるものから、一座／＼の様を示すもの、その語り方―技術にまでたちいて説明をするものまで知ることができる。一方、在俗の讀者を対象とするという『取滴直談』では、忠実に唱導説教の規矩

にのっとって教化をなすとともに、数多くの問答をもって、その教義的解説に力を入れていることがうかがえた。それは著者自身「六八ノ法語」というごとくであった。

中期

説教僧のための著述も片仮名でなされるが、その特徴は口語体である。前期のように説教僧のために一座一座の様を示し、その技術指導におよぶよりも、その實際を紙上に再現するほうが、実用的であることはいうまでもない。これは説教僧の要請でもあった。やはり口語体の勸化本で天明五年(一七八五)刊の『唱導選』はその凡例に

勸化助成ノ書物古今ニ現行スレドモ、直ニソランジテ口上ニ出スコトアタハズ、今此唱導選ハ一座々々ソランジレバ、直ニイハル、様ニシテ、法談稽古ノタメニ書集メコト／＼ク仮名ヲツケ句読ヲサシテ現行スルモノナリ

とのべ、話材の提供よりも「ソランジテ 口上ニ出ス」ことのできる書を、説教僧が望んだことをうかがわせる。そして文語体の著述でありながら、諸々に口語体のみえる『弁述鈔』は、その過渡的なものとみることができよう。また直接に讀者を教化しようとする『茗談集』は、教義的な説明よりも大意を納得させようとするのであり、その方法も「古今事蹟」と角書きされるように、数多くの説話を

集め、それらを譬喩・因縁譚として「茗談」というように平易に叙述されている。

後期

「中休」までである『勸録』は『喚鈔』をより实际的にしたものと考えられる。これらはさきに紹介した「写本唱導集品目」に、書肆永田調兵衛が

右勸録代物之義は、一部／＼の下にて委敷驗し置候通に御座候処、若し御手元にて、御写し取被下候はば、本紙の多少によらず一卷に付、見料二匁づつ

というように書肆が販売するとともに、説教僧へ代金をとって貸し出し、書写させていたのである。版本から写本へ逆行のようであるが説教僧へこの形で広く流布したのである。また読者を教化するものは、半紙本、平仮名、絵入りと体裁をとっている。片仮名より平仮名の方が在俗の信者には読みやすかったようで『一光三尊靈驗記』は、享保十四年（一七二九）片仮名であったものが、文化七年（一八一〇）には平仮名にされその跋文に

もと片仮字もてかきたれば、みな人のよみがたからんかと今年仮名字もて写しあらためぬ

とある。平仮名は片仮名より読みやすく、より広範囲の読者が期待できたのである。さらに絵入り本となればなおさ

らである。『勸録』『図会』を近世の四十八願の勸化本の到着点とみれば、この変化を、より实际的に、より平易に展開したとらえることができよう。

以上は四十八願を主題とする勸化本の展開である。が、全ての勸化本がこの展開にあてはまるものではない。またこれらがその変化の嚆矢であるのでもない。例えば浅井了意には片仮名の著述と同時に『父母恩重経和談鈔』等の平仮名の勸化本があり、『喚鈔』の著者である義圭にも平仮名の著述がある。また平仮名絵入りの勸化本も『発願文和談鈔』は元禄七年（一六九七）の刊である。しかしながら近世の勸化本の形態上の大きな流れは、これで把握できるように思われる。

この変化の理由については、仏教の講録や文学作品との関連、書肆のかかわりなど、多面的に考えてゆく必要がある。ここでふれえなかつた問題とあわせて、今後の課題としつみかさねてゆきたい。

本文の引用は通行の字体とし、本稿第三文体の比較の引用以外、漢文は全て訓み下した。

註

① 大橋俊雄氏「金沢文庫所蔵四十八願積について」(『大正学報』三八 s. 27・7)

- ② 武覚超氏「安居院澄憲の浄土教」(『叡山学院研究紀要』第一号 S・53・10)「聖覚法印の浄土教」(『天台学报』第二十二号 S・53・11)
- ③ 斯道文庫編『江戸時代書林出版目録集成』第一卷、三一頁参照。
- ④ 関山和夫氏『説教の歴史的研究』(S・48・3)三九七頁参照。
- ⑤ 鷺尾教導氏「真宗唱導史稿」(『六条学报』T・3・6)による。石田充之氏「真宗布教の展開」(『布教法入門』S・36・2)もほぼ同様である。

(本学助手 国文学)